

物納（米）申出書（出し手）

令和 年 月 日

公益財団法人 群馬県農業公社
（農地中間管理機構）
理事長 あて

（農用地の貸付者：出し手）

住所：

氏名： 印

（自署の場合は押印省略可）

私が、農地中間管理事業により、権利設定する下記農用地に係る賃貸借料につきまして、農用地の受け手との間で口座振替による金納に代わり米による物納とすることで合意しましたので、申し出いたします。

記

1. 物納の内容

農用地の所在 (市町村・大字・字・地番)	権利設定面積 (㎡)	物納数量 (kg)	左記数量の 金額換算額 (円)	受け手 (氏名又は名称)	始期	終期
計（ 筆）				—	—	—

2. 確認事項

- 物納は主食用米とする。
- 物納に係る直接支払いについては、公社を介せず、受け手自らの責任により毎年12月12日までに出し手に対して行う。
- 物納による紛争が生じた場合は、受け手と出し手が責任をもって協議し解決します。
- 受け手とやむを得ず賃貸借を解除した場合は、出し手との賃貸借も解除する。

物納（米）申出書（受け手）

令和 年 月 日

公益財団法人 群馬県農業公社
（農地中間管理機構）
理事長 あて

（農用地の借受者：受け手）

住所：

氏名： 印

（自署の場合は押印省略可）

私が、農地中間管理事業により、権利設定を受ける下記農用地に係る賃貸借料につきまして、農用地の出し手との間で口座振替による金納に代わり米による物納とすることで合意しましたので、申し出いたします。

記

1. 物納の内容

農用地の所在 （市町村・大字・字・地番）	権利設定面積 （㎡）	物納数量 （kg）	左記数量の 金額換算額 （円）	出し手 （氏名又は名称）	始期	終期
計（ 筆）				—	—	—

2. 確認事項

- 物納は主食用米とする。
- 物納に係る直接支払いについては、公社を介せず、受け手自らの責任により毎年12月12日までに出し手に対して行う。
- 物納による紛争が生じた場合は、受け手と出し手が責任をもって協議し解決します。
- 受け手とやむを得ず賃貸借を解除した場合は、出し手との賃貸借も解除する。

令和 年 月 日

住所：

印

(自署の場合は押印省略可)

記

農用地の所在 (市町村・大字・字・地番)	権利設定面積 (㎡)	金額 (円)	受け手 (氏名又は名称)	始期	終期
計 (筆)			—	—	—

- 物納に係る直接支払いについては、公社を介せず、受け手自らの責任により毎年12月12日までに出し手に対して行う。
- 物納による紛争が生じた場合は、受け手と出し手が責任をもって協議し解決します。
- 受け手とやむを得ず賃貸借を解除した場合は、出し手との賃貸借も解除する。

物納（現金）に係る申出書（受け手）

令和 年 月 日

公益財団法人 群馬県農業公社
（農地中間管理機構）
理事長 あて

（農用地の借受人：受け手）

住所：

氏名： 印

（自署の場合は押印省略可）

私が、農地中間管理事業により、権利設定する下記農用地に係る賃貸借料につきまして、農用地の
出し手との間で公社を介さず直接支払うことで合意しましたので、申し出いたします。

記

1. 物納の内容

農用地の所在 (市町村・大字・字・地番)	権利設定面積 (㎡)	金額 (円)	出し手 (氏名又は名称)	始期	終期
計（ 筆）			—	—	—

2. 確認事項

- 物納に係る直接支払いについては、公社を介せず、受け手自らの責任により毎年12月12日まで
に出し手に対して行う。
- 物納による紛争が生じた場合は、受け手と出し手が責任をもって協議し解決します。
- 受け手とやむを得ず賃貸借を解除した場合は、出し手との賃貸借も解除する。